

第4号様式（第9条関係）

意 見 書



京都府知事 山田 啓二 様

意見書を提出しようとする者

住 所

氏 名

(電話番号 :

京都府林地開発行為の手続きに関する条例第7条第1項の規定による意見は、下記のとおりです。

記

1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名

住所 大阪府枚方市尊延寺 4580 番地の 7

氏名 株式会社スズキケンセツ

代表取締役 鈴木 貞雄

2 林地開発行為の目的 土砂の搬入（工事残土の埋め立て処分）

3 林地開発行為をしようとする区域

京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字川原谷 37 番地ほか

4 事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から有する意見

【環境面への影響】

1. 残土による埋め立てと聞くが、土壤汚染された土砂の搬入が心配される。よって、搬入前の搬入土の土質検査については、公的機関による検査（サンプリングを含む）を定期的実施し、近隣自治会（東畑、南稻八妻）へ報告のすること。又、現地にボーリング孔を設け、地下浸透水の水質検査を同様に実施し、同じく報告すること。
2. 当該現場より排水される雨水等は、全て煤谷川へ放流されると思われるが、煤谷川下流では、2つの水利組合が農業用水として取水しており、上記の水質保全は

勿論の事、放流水の汚濁が無いよう現場内に沈砂池等の施設を設けること。

【交通面の影響】

搬入路計画で精華一枚方線（府道）、祝園一東畑線（町道）は完全二車線の道路では無く部分的には普通車の離合もままならない箇所も有る。町民の生活道路の為、1日95台の搬入計画、往復で190台の大型ダンプの往来では、現状の道路では、交通障害を招くばかりか、交通事故の危険が格段に増す恐れが有り、道路拡幅等の抜本的な対策が必要と考える。明確な交通安全対策を計画立案すると共に遂行すること。

【当該事業計画の影響範囲の認識について】

より出された意見等に対して
万全な対策を実施すること。

又、上記の環境面、交通面での影響範囲は、先に記した理由により、京都府より示された対象自治会の範囲に収まらない。よって、以下の範囲を対象自治会として、自治会・水路組合等（会長及び三役の範囲）への説明会の実施を求める。

尚、当該説明会には、京都府関係部署、精華町関係部署の職員を立ち会わせること。

（1）環境面の影響

東畑、南畑八妻、下狛水利組合、菱田水利組合

（2）交通面の影響

東畑、南畑八妻、旭、僧坊、谷、北畑八間、祝園西一丁目、植田、精華台一丁目、精華台一丁目トチノキ、精華台二丁目、精華台二丁目イングス、精華台アズ・マニッシュ、コート、精華台三丁目、精華台四丁目、精華台五丁目、光台四丁目、光台五丁目、光台六丁目、光台七丁目、光台八丁目、光台九丁目、その他参加を求める自治会

以上